

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（保険契約の解除） 第8条 日本貿易保険は、第19条第1項、第20条第2項、第3項、及び第9項並びに第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01-制度 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、<u>保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分</u></p>	<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（保険契約の解除） 第8条 日本貿易保険は、第19条第1項、第20条第2項、第3項、及び第9項並びに第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01-制度 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、<u>海外事業資金貸付に係るプロジェクトに関して被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニング・フォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニング・フォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき</u></p>	

<p>類されたとき。</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>2 前項第2号の適用に当たっては、海外事業資金貸付について被保険者と協調して海外事業資金貸付を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。</p> <p>3 この約款に特段の定めがない限り、第1項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p> <p>第9条～第38条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p>	<p>当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき。</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>2 前項第2号の適用に当たっては、海外事業資金貸付について被保険者と協調して海外事業資金貸付を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。</p> <p>3 この約款に特段の定めがない限り、第1項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p> <p>第9条～第38条（略）</p>	
--	---	--